**海外出張旅費規程**

（目的）

第１条　この規程は、社命により日本国外に出張する場合の手続きおよび旅費に関する事項を定める。

（適用）

第２条　この規程は、出張日数が○○日以内の場合に適用する。

２．出張期間は、出張者が本国を離れる出発日より帰国日までとする。ただし、時差を考慮したうえ暦日計算とする。

（海外の区分）

第３条　この規程における海外とは、別表１の３地域に区分する。

（出張の経路）

第４条　出張の経路は、もっとも合理的かつ経済的な経路を選択することとする。ただし、業務の都合または天災事変その他特別な事情がある場合には、実際に旅行した経路によって計算する。

（旅費）

第５条　旅費の種類は、次の定めるところによる。

（１）支度料

（２）渡航手続費

（３）交通費

（４）宿泊料

（５）日当

（支度料）

第６条　支度料は、出張に必要な日用品その他の購入費用等の補填として、別表２に定める金額をあらかじめ支給する。

（渡航手続費）

第７条　渡航手続費は、旅券交付手数料、外貨交換手数料等の渡航手続きに要する費用を支給する。

（交通費）

第８条　交通費は、出張者が本国を出発し本国に帰着するまでに要した交通費で、順路により実費を支給する。

２．本国における出発までの旅費および帰着後に要する旅費は、国内出張旅費を適用する。

（宿泊料および日当）

第９条　宿泊料および日当は、別表３に定める定額を支給する。

２．宿泊費および日当は、出張の初日から最終日まで、出張日数、宿泊日数に応じて支給する。

（旅費雑費）

第１０条　旅行雑費は、海外主張における通信費、接待費、資料購入費および研究費、その他業務上必要と認められる費用とし、出張期間中実際に使用した実費を支給する。ただし、以上の各経費については、報告書および領収書またはこれに代わる書面を添付して請求しなければならない。

（海外旅行傷害保険）

第１１条　出張者に対し、保険金受取人を会社とする海外旅行傷害保険付生命保険を付保し、保険料は全額会社負担とする。ただし、保険金の限度は別表４に定める。

２．出張期間中に負傷した場合、または疾病にかかった場合の補償については別途定める。

（出張中の病気および事故）

第１２条　傷病、交通途絶その他やむを得ない事由により、出張の途中で所定日数以上滞在する場合には、事情審査のうえ、その期間の旅費を支給する。

（代休）

第１３条　出張期間中に休日業務を行った場合、代休を認める。

（出張手続）

第１４条　出張者は、あらかじめ出張申請を所属長に提出し、承認を得なければならない。

（旅費の仮払い）

第１５条　出張者が、前条の承認を受けたときは、出張に要する費用の仮払いを受けることができる。

（出張報告）

第１６条　出張者が、海外出張から帰国したときは、２週間以内に所属長へ報告書を提出しなければならない。

（旅費の精算）

第１７条　出張者が、海外出張から帰国したときは、２週間以内に所属長の承認を経て、旅費の精算をしなければならない。

（突発事故による帰国）

第１８条　出張者の都合により中途帰国する時は、社長の承認ある者に限り、帰国旅費を会社において負担する。

（支度料の返済）

第１９条　出張が中止されたときには、すでに支給された支度料の全部または一部を返還するものとする。

（本規程の範囲）

第２０条　出張者の出張日数が○○日を超えるものについては、海外滞在の扱いとし別に定める。

附　則

（施行日）

本規程は、○○○○年○○月○○日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 国　　名 |
| Ａ地域 | 北米、中南米、欧州、中近東、アフリカ、豪州、ロシア、ニュージーランド |
| Ｂ地域 | Ａ地域、Ｃ地域以外の地域 |
| Ｃ地域 | 中国、韓国、大湾、香港、東南アジア |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 支　度　料 |
| Ａ地域 | ８０，０００ |
| Ｂ地域 | １００，０００ |
| Ｃ地域 | ９０，０００ |

別表３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ地域 | Ｂ地域 | Ｃ地域 |
| 宿泊料 | 日当 | 宿泊料 | 日当 | 宿泊料 | 日当 |
| 社長 |  |  |  |  |  |  |
| 役員 |  |  |  |  |  |  |
| 役職者 |  |  |  |  |  |  |
| 一般 |  |  |  |  |  |  |

別表４

|  |  |
| --- | --- |
|  | 保険金額 |
| 死亡・後遺障害 |
| 社長 | ３，０００ |
| 役員 | ２，０００ |
| 役職者 | １，５００ |
| 一般 | １，０００ |